明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔法　律〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（四〇）　六

○平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（四一）　三

○東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（四二）　三

○東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（四三）　三

○東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（四四）　三

〔政　令〕

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二〇）　四

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二一）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一二二）

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令の一部を改正する政令（一二三）

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一二四）

○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二五）

○雇用保険法施行令の一部を改正する政令（一二六）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（一二七）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令（一二八）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二十六条第一項第二号の給付を定める政令（一二九）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十九条において準用する同法第二十六条第一項第二号の給付を定める政令（一三〇）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（一三一）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（一三二）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（一三三）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（一三四）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号の一般廃棄物の処理施設を定める政令（一三五）

○東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（一三六）

〔省　令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六条の応急の修繕を定める省令（**総務**四五）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（**同**四六）

○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令の一部を改正する省令（**財務**二二）

○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（**同**二三）

○地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**二四）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・経済産業**二）

○東日本大震災に対処するための私立学校教職員共済法の特例に関する省令（**文部科学**一九）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（**厚生労働**五七）

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**五八）

○東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律施行規則（**農林水産**三〇）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**二二）

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行に関する省令（**国土交通**四〇）

○自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例を定める省令（**防衛**九）

〔告　示〕

○平成二十三年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（**総務**一六八）

（以下次のページへ続く）

**本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。**